

賀馬揚白山寺との勢力争ひであり、而して二寺は素より共に延暦寺末であつた。然るに平泉寺は福井侯の盡力により、その宗家徳川氏の祈願所たる東叡山寛永寺の庇保を受けたから、尾添側は之に對抗するを得ず、加賀侯が高野山天徳院の且那たる關係から金剛峰寺に倚頼するに至つたもの、如く、隨つて幕吏も双方の面目を傷つけざる判決を與へたものと見える。白山寺が眞言宗に轉じたのもこの前後からのことであらう。しかし牛首・風嵐側は固より三社共に奉仕の權あることを主張するものであつたから、元祿十五年六月十八日尾添側が大改選宮の爲に高野山の僧と共に登山した際、復その妨害を加へ、之を二十日に遷延せしめた。

(五)平泉寺と牛首の争議—牛首側と尾添側の争一段落を告げた後、牛首側と平泉寺の間に内訌を生じた。正徳三年御前の神祠落雷によつて破損し、平泉寺はその修葺の許可を幕府に求めた時、牛首の村民で白山神主と稱する山岸十郎右衛門以下は、亦別に同一の願書を提出したから、幕府は双方共に之を許さなかつた。次いで享保九年御前の別當室が雷火に罹つた時、平泉寺は再造を依頼したが許可を得なかつた。是を以て平泉寺は、近時牛首・風嵐村民が別當の權利を侵害することを訴へ、幕府は之を理ありとして十三年四月十郎右衛門以下を罰した。この後御前及び別山は全く平泉寺の管理に歸し、神祠の散銭、室蓋の使用料、市瀬の湯銭等凡べてその收入となるに至つた。しかも平泉寺領たる嶺上神地と、牛首・風嵐との領境及び入會權に關する紛擾を絶たなかつたので、十六年六月十二日

幕吏内山七兵衛は江戸を發して論地の視察を遂げ、十七年三月十三日一たび之を解決し、兩村民は出作の年貢を平泉寺に納めることになつたが、尙之を減額せしめんとする運動を繼續し、遂に安政元年越前丹生郡本保なる代官所の調停を得た。

(六)平泉寺と尾添及び石徹白との争議—平泉寺は享保中御前及び別山に於ける牛首・風嵐の勢力を驅逐したが、元文元年別に越前大野郡石徹白の社家及び美濃郡上郡長瀬寺の衆徒との間に紛議を醸し、次いで加賀方面の尾添と衝突した。就中尾添村民は、元祿十五年大改選宮の役務を奉仕したものであるが、平泉寺は之をもその掌中に歸せしめんと欲し、元文三年大改の神祠を營繕したから、尾添村民は怒つて之を破壊し、改めて自ら修補した。

平泉寺乃ち尾添の暴舉を非難し、彼等が加賀口の登山者を嚮導して、嶺上三社の賽銭を己の有とするを咎め、同時に石徹白の社家大和が、京都等に於いてその神寶を開帳したる際、越之白山大權現開帳の高札を建てたるは、平泉寺の奉仕する白山神の開帳なる如く誤らしむる恐あるのみならず、別山及び別山室を大和の管轄なる如く主張し、別山の梵字ある札寶印を發行し、又別山室に於いて登山者の白衣に梵字を捺捺するを以て、之を禁止せられんことを要求した。是に於いて評定所は被告側を喚問したに、尾添側は元祿の例によつてその權利を主張し、石徹白も亦素より別山の社家にして、札寶印を發行し梵字を白衣に捺捺することは、美濃長瀬寺の阿名院が御前、阿名院地中持善坊が大改の札寶印を發行すると同例なることを述べた。是を以て評

定所は訴外阿名院・持善坊をも喚問し、寛保三年六月の結審により、尾添村民は加賀口の登山者を案内して加賀室に泊せしめ、石徹白の社家は美濃口の登山者を導きて別山室に宿せしむるを得るも、三社の開帳と賽銭とは平泉寺に歸することを認め、石徹白の社家・阿名院・持善坊は札寶印發行等の慣習を廢し、平泉寺の發行するものを請ひ得て諸國に頒布すべく、嶺上三祠及び五所の室蓋も平泉寺以外之に干與すべからずと定めた。是に至つて平泉寺獨勢威を振ひ、延いて明治に至つたが、五年政府は嶺上神祠及び山麓十八ヶ村を凡べて加賀能美郡に屬せしめ、六年その神祠を白山比咩神社の奥宮と定めた。

シラヤマソウモクシ 白山草木志 二冊。  
三卷。紀伊畔田伴存著。上巻は草部五十九種、苔部三種、下巻は木部廿八種、蟲部三種、魚部一種、鳥部三種、獸部一種、石部一種、土部二種、水部三種の博物志であり、別に越前から一、瀬を経て白山三峰、及び一、瀬から鶴來、金澤までの紀行を添へ、最後に文政年間

に記したとしてある。  
シラヤマソウロンキ 白山争論記 一冊。  
明暦元年白山神祠造替のことによつて、加賀藩民と越前藩民との間に争議を醸した次第から、寛文八年幕府の裁判によつて、山麓十八ヶ村が直轄領になるまでのことを記してある。原本は數冊あり、圖も添附せられてあつたといふが、これは森田平次がそれを省略したものである。  
シラヤマダ 白山田 能美郡粟津郷に屬する部落。村内に觀音の古像があり、肝煎の家に安置してあつた。

シラヤマダニ 白山谷 白山々中、尾添口の登路なる畝川の源である。寂乘記には深山谷とし、天正圖には御山谷に作るが、地方人はそれを白山谷と稱する。  
シラヤマチヨウ 白山町 金澤の町名。舊名を波着寺門前というた。波着寺の開祖空照法印は、白山寺のうちに安養坊を構へて奉仕し、又波着寺の境内にも白山の神殿を建立した。此の由縁を以て波着寺の山號を或は白山と號し、隨うてその門前地を明治以後白山町と呼ぶに至つた。

シラヤマチヨウリフニンシダイ 白山長吏補任次第 一冊。森田平次著。白山比咩神社の長吏職の次第で、富樫介家國の子信家が惣長吏になつてから、諸記録に見えた名を集録し、明治廢藩の際に至るものである。  
シラヤマチヨウリフニンシチヨウダイキ 白山長吏補任頂戴記 一冊。白山宮長吏澄意著。白山宮七社惣長吏たるべき繪旨頂戴の爲上洛した際に、繪旨傳來の次第等に就いての質問に應ずる答方、参内の爲に要する献金、堂上に對する禮儀などのことが書いてある。

シラヤマツグミ 白山鶴 畔田伴存の白山草木志に、『白山都具民。山中に多し。形状つぐみに同じくして、白・淡灰黒色の文背にあり、腹淡白・淡黒の斑あり。』と記する。星鳥のことであらう。  
シラヤマツムギ 白山麴 能美郡牛首(今白峰)に産する。屑麴を延べた糰糸と、製絲の際最初に得る糸口を繋いだ糰糸とを、共に練つて腰機具にかけたものである。之を白山紬といふは明治中の改稱で、もとは牛首紬と名づけ、その強靱なるを以て俗に釘拔紬ともい